

# 石川県警察機動隊の運営に関する訓令

昭和47年 5月15日

警察本部訓令第22号

最終改正 平成24年 5月22日

## ( 概要 )

石川県警察の組織等に関する規則(昭和41年石川県公安委員会規則第4号)  
第21条の6に規定する石川県警察機動隊に関し、

- 任務
- 編成
- 勤務

のほか、その運営に必要な事項を定めるものである。